

小丸川学識者懇談会 設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、小丸川水系においては、平成20年3月26日に「小丸川水系河川整備基本方針」が策定されました。

これを踏まえ、基本方針に沿って今後概ね20～30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「河川整備計画」を定めることとなりました。

河川整備計画(案)の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、河川整備計画の原案について学識経験者等からご意見を聴く場として「小丸川学識者懇談会」を設置するものです。

(参考 1) 河川整備計画

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

小丸川学識者懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「小丸川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この懇談会は、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、国土交通省九州地方整備局が作成する「小丸川水系河川整備計画(大臣管理区間)(案)」について学識経験者として意見を述べるものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、国土交通省九州地方整備局長が設置する。

- 2 懇談会の委員は、小丸川流域に関し、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。
- 3 懇談会の委員の任期は河川整備計画(案)の策定までとする。
- 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会は原則公開とする。公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所に置く。

- 2 事務局は、懇談会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成23年11月15日より施行する。

小丸川学識者懇談会 委員

氏 名	分 野	所 属 等
かいりょうすけ 甲斐 亮典	歴史	宮崎県文化財保護審議会 会長
かわのこうぞう 河野 耕三	植物	綾町 照葉樹林文化推進専門監 元宮崎農業高等学校 教諭 日本生態学会、植生学会、植物地理・分類学会
かんだたけし 神田 猛	魚介類、漁業	宮崎大学農学部附属 フィールド科学教育研究センター 教授 小丸川河川水辺の国勢調査アドバイザー（魚類）
くしまのりゆき 串間 研之	底生動物 (水生昆虫)	宮崎市立清武中学校 教頭
くろいわかずお 黒岩 一夫	農業水利	宮崎県土地改良事業団体連合会 常務理事
すぎおさとる 杉尾 哲	河川工学	宮崎大学 名誉教授 小丸川リバーカウンセラー
すずきよしひろ 鈴木 祥広	環境水質工学	宮崎大学工学部 准教授
なかおけいきち 中尾 景吉	昆虫	日本蝶類学会、宮崎昆虫同好会 小丸川河川水辺の国勢調査アドバイザー（底生動物）
なかむらゆたか 中村 豊	鳥類	宮崎大学フロンティア科学総合センター 技術専門職員
ひらおかなおき 平岡 直樹	景観	南九州大学環境園芸学部 教授
まつうらさとみ 松浦 里美	経済	弁護士 平成23年度宮崎県公共事業評価委員

※五十音順 敬称略

「小丸川学識者懇談会」に関する公開方法

1. 会議の公開

- (1) 会議、会議資料、議事概要及び委員名簿は、原則公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料、議事概要及び委員名簿を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料、議事概要及び委員名簿の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 会議の運営

事務局は、学識者懇談会の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。

- (1) 学識者懇談会の秩序を乱した者
- (2) 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

3. 議事概要

「小丸川学識者懇談会」の議事について、事務局が発議者の氏名を伏せた上で議事概要を作成するものとする。

4. 公開の方法

会議資料及び議事概要等は、国土交通省宮崎河川国道事務所ホームページでの掲載等によるものとする。

1. 「河川整備基本方針」と「河川整備計画」について

■平成9年に河川法が改正され、「河川整備基本方針（**長期的な河川整備の方針**）」と「河川整備計画（**当面の具体的な整備の計画**）」を策定することとなった。

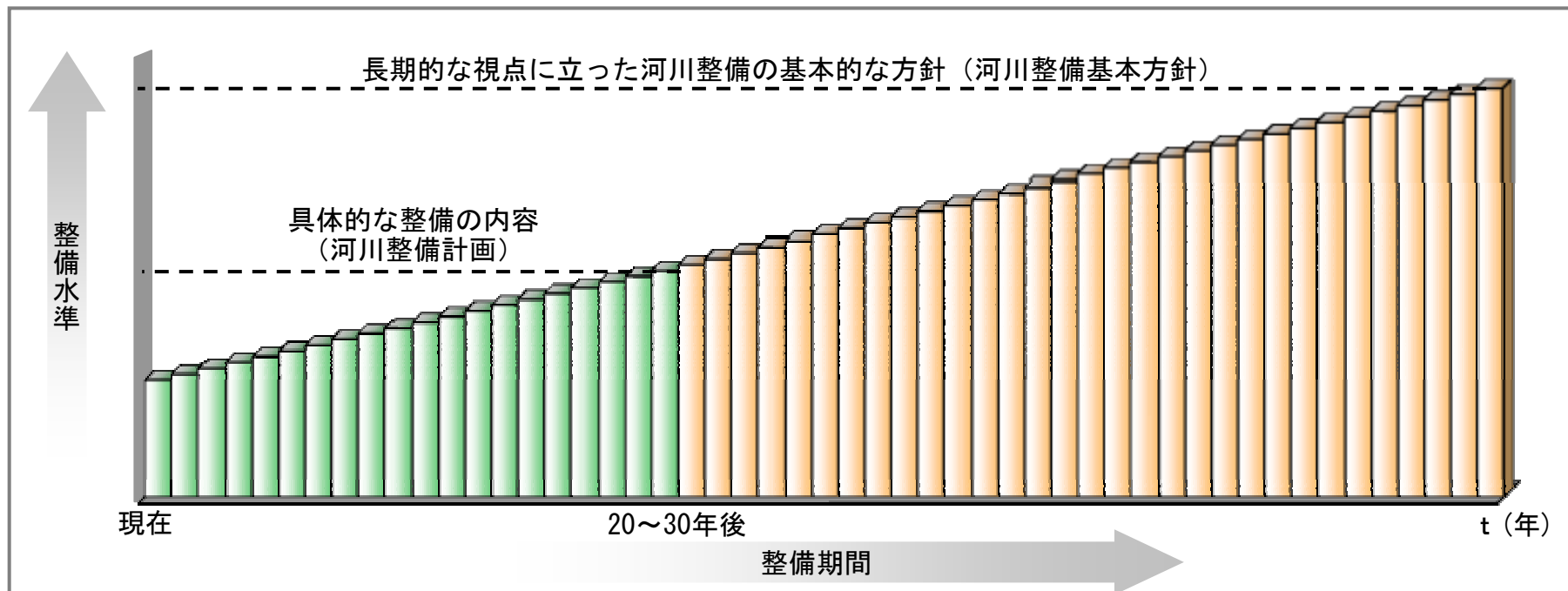
河川整備基本方針

- ①河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
長期的な視点に立った河川整備に関する基本方針を決定。
- ②河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項
個別事業など具体の河川整備の内容を定めず、整備の考え方を記述。

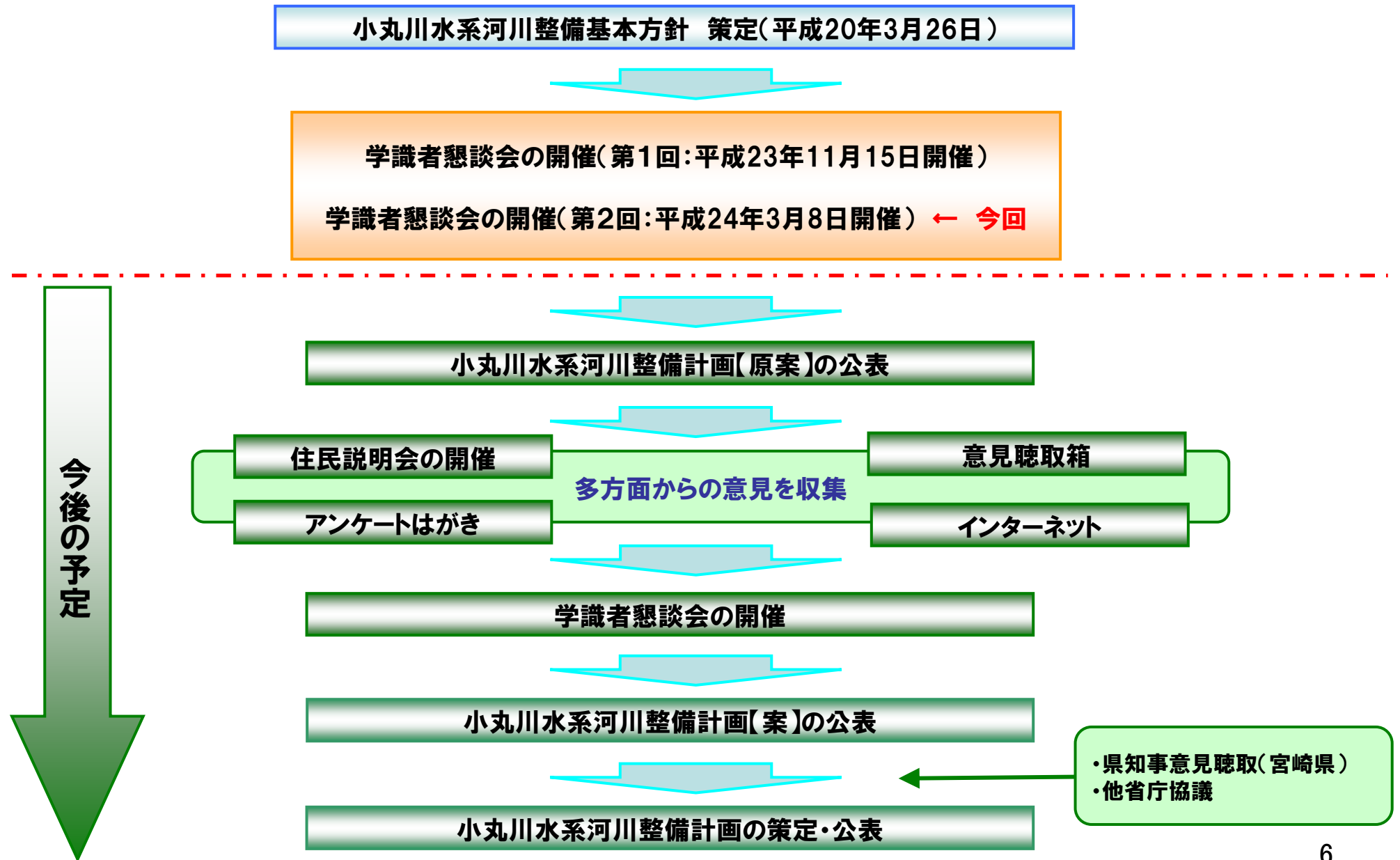
河川整備計画

- ①河川整備の目標
20～30年後の河川整備の目標を明確にする。
- ②河川整備の実施に関する事項
個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする。

河川整備計画における段階的な整備にあたっての目標イメージ図



2. 小丸川水系河川整備計画策定までの流れについて



3. 懇談会での議事予定

第2回懇談会にて説明

【1】小丸川の概要

- 1.流域と河川の概要 等

【2】小丸川の現状と課題

- 1.治水
- 2.利水
- 3.河川環境

【3】河川整備計画の目標(案)

- 1.治水
- 2.利水
- 3.河川環境

【4】河川整備の実施内容等

(河川工事)

- 1.治水・・・今回は概要のみ

- 2.利水
- 3.河川環境

(河川の維持)

- 1.治水
- 2.利水
- 3.河川環境

【5】川づくりの進め方

1. 地域との連携による川づくり 等